

報道関係者 各位

令和7年12月15日

【照会先】

和歌山労働基準監督署

副署長 大島 欣久

◎第四方面主任監督官 永井 秀弥

労働基準法違反容疑で書類送検

～労働者に対して違法な時間外労働及び休日労働を行わせた疑い～

和歌山労働基準監督署（署長 雜賀秀元）は、本日、有限会社和歌山住宅サービスほか1名を、労働基準法違反の疑いで、和歌山地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

有限会社和歌山住宅サービスは、法定の要件を満たさない無効な「時間外労働休日労働に関する協定」（以下「36協定」という。）を締結しながら、労働者1名に対し、令和5年5月26日から同年6月25日までの間に、①1週間について40時間、1日について8時間を超えて労働させ、②毎週1回の休日を与えるなかった疑い。

1 被疑者

（1）有限会社和歌山住宅サービス

本店所在地：和歌山県和歌山市野崎

事業内容：美装工事及びシロアリ工事

（2）同社代表取締役A

2 違反条文

被疑者Aに対して、労働基準法違反

同法第32条第1項及び第2項（労働時間）

同法第35条第1項（休日）

同法第119条第1号（罰則）

同法第121条第1項（両罰規定）により、被疑者有限会社和歌山住宅サービスに対して、上記の労働基準法違反

3 被疑内容

労働基準法では、法定労働時間（1週40時間、1日8時間）を超えて労働させる場合や法定休日に労働させる場合に、使用者は、同法第36条第1項の規定に基づき労働者側の締結当事者との間で書面による36協定を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出なければならないことが規定されています。

また、36協定を締結する労働者側の締結当事者については、下記の要件が定められており、要件を満たさずに届け出られた36協定は無効となります（別添リーフレット参照）。

労働者側の締結当事者の要件

（1）労働組合が締結当事者となる場合

事業場に使用されている全ての労働者の過半数で組織する組合であること。

（2）それ以外の場合

① 事業場に使用されている全ての労働者の過半数を代表していること。

② 36協定を締結するための過半数代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の民主的な手続により選出された者であり、使用者の意向によって選出された者ではないこと。

③ 監督又は管理の地位にある者（管理監督者）でないこと。

※ 管理監督者とは、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある人を指します。

本件では、被疑者は36協定を締結し和歌山労働基準監督署長へ届け出ていたものの、その締結当事者は事業場代表者の意向に基づき選出されていたため、上記（2）②の要件を満たさず、当該届け出られた36協定が無効となることから、労働者1名に対し、令和5年5月26日から同年6月25日までの間、法定外の時間外労働及び休日労働を行わせた疑いがあります。

4 参考資料

別紙 関係条文

リーフレット

関係条文

●労働基準法 <抄>

(労働時間)

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間にについて四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

(休日)

第三十五条 使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えなければならない。

(第2項以下 略)

(時間外及び休日の労働)

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間(以下この条において「労働時間」という。)又は前条の休日(以下この条において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

(第2項以下 略)

(罰則)

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第六項、第三十七条、第三十九条(第七項を除く。)、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

(第2号以下 略)

(両罰規定)

第一百二十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行はれた代理、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

(第2項以下 略)

●労働基準法施行規則 <抄>

(労働者の過半数を代表する者)

第六条の二 法第十八条第二項、法第二十四条第一項ただし書、法第三十二条の二第一項、法第三十二条の三第一項、法第三十二条の四第一項及び第二項、法第三十二条の五第一項、法第三十四条第二項ただし書、法第三十六条第一項、第八項及び第九項、法第三十七条第三項、法第三十八条の二第二項、法第三十八条の三第一項、法第三十八条の四第二項第一号 (法第四十一条の二第三項において準用する場合を含む。)、法第三十九条第四項、第六項及び第九項ただし書並びに法第九十条第一項に規定する労働者の過半数を代表する者(以下この条において「過半数代表者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 法第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。
- 二 法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(第2項以下 略)

(時間外及び休日労働の協定)

第十六条 法第三十六条第一項の規定による届出は、様式第九号(同条第五項に規定する事項に関する定めをする場合にあつては、様式第九号の二)により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

(第2項以下 略)